

令和7年度事業計画

第1 事業運営方針

生活衛生営業指導センター（以下「指導センター」という。）は、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」に基づいて設置され、生活衛生関係営業（以下「生衛業」という。）の振興、発展を図っていく上で衛生水準の維持向上及び経営改善等に関する指導機関、シンクタンクとして重要な位置付けにあり、すべての指導センターは、その能力を最大限に発揮することが求められている。

生衛業は、新型コロナウイルス感染症に伴う負債並びにエネルギー、原材料などの長引く物価高騰の影響等によって令和7年度においても引き続き厳しい経営環境におかれている事業者も多く、その低迷する収益及び経営状況を早期に回復していくには、指導センターと都道府県生活衛生同業組合（以下「生衛組合」という。）が一丸となって様々な改善策に取り組むとともに、生衛業者への支援策を普及促進するための相談、指導事業を着実に実施していくことが求められる。

このため、各指導センターは、こうした生衛業者を取り巻く状況を十分に把握、分析し、国及び地方公共団体等による生衛業の収益向上、事業継続等のための各種支援策について、より多くの生衛業者が着実に活用できるよう専門家を動員するなどして相談・指導体制を拡充することによって、令和6年度補正予算の繰越事業及び令和7年度予算において措置される各種支援事業の活用を広く普及、指導していく必要がある。

また、長期に及んだコロナ禍は、地域住民の生活様式の変化のみならず生衛業の経営の在り方及びサービス提供の内容にも大きな影響を与え、さらに、従前から抱えていたデジタル化への遅れを含む生衛業の経営等における課題を浮き彫りにすることとなったが、他方で生衛業者の中には、こうした経営環境の変化等を経営変革のチャンスと捉え、自らがデジタルを活用して事業の効率化、高付加価値化等に取り組むことにより収益力向上、生産性向上を図ることができることを自覚し、実践する状況をつくり出している。

このため、各指導センターは、国が掲げる社会全体のDX（デジタルトランスフォーメーション）が進む中、生衛業のデジタル化促進への対応は勿論、新たな食品衛生対策（HACCP（ハサップ）に沿った衛生管理）の実施、SDGs（エスディージーズ）、地域包括ケアシステム推進への対応等、様々な施策への取り組みについて生衛組合と連携し生衛業者に対する個別相談及び各種研修会・講習会等を実施するとともに、相談・指導、情報周知のためのマニュアル、広報資料の作成、配布等の支援を行う必要がある。

一方、生衛業は、超高齢社会の進行に伴う営業者の高齢化及び後継者不足による廃業、さらにコロナ禍、物価高騰等の影響による廃業も増えたことに伴い生衛組合の組合員が減少して組合組織及び活動基盤の脆弱化が一層進行し、生衛組合の存続にとって大きな課題となっている。

生衛業は、地域に密着した国民生活に不可欠な産業として今後も継続して安全・安心なサービスを提供していくことが求められており、各指導センターは、事業者に対する各種の支援に加えて、生衛組合の組織基盤の強化及び組合活動活性化についての支援を一層強力に行っていくことが重要となっている。

また、超高齢社会が進展する中で、生衛業、生衛組合は、地域の高齢者に対する生活支援活動として、訪問理容、訪問美容をはじめとする在宅生活支援サービスの提供、ふれあいの場及び外出支援サービスの提供に取り組んでおり、今後も全国の市区町村が実施する「地域包括ケアシステム（高齢者に優しい新たな街づくり）」の一翼を担う構成員としての活動が期待されている。

こうした生衛業による地域の住民生活、とりわけ高齢者・障害者等の日常生活を支援する活動を展開することは、生衛組合の社会的役割及び知名度を向上させることのみならず地域社会と街づくりにとっても重要であり、各指導センターは、生衛組合、地方公共団体及び関係機関との緊密な連携・協力の仲介役としても積極的に取り組み、生衛業者の活動を支援することが必要となっている。

以上の課題等に対応するため、全国生活衛生営業指導センター（以下「全国指導センター」という。）は、令和7年度においても都道府県生活衛生営業指導センター（以下「都道府県指導センター」という。）、全国生活衛生同業組合連合会（以下「全国連合会」という。）等と連携・協力して次に掲げる事業を強力に実施、支援していくこととする。

（１）生衛組合の活動基盤の強化等

（一社）全国生活衛生同業組合中央会（以下「生衛中央会」という。）、全国連合会及び生衛組合が主催して実施する「生活衛生同業組合活動推進月間」（以下「推進月間」という。）が的確かつ効果的に実施されるよう、都道府県指導センターの協力を得て、推進月間の活動を支援する。

その際、生衛業界の発展と新たな時代を切り拓くため、デジタルを活用した関係者間の情報共有、ネットワークの強化等を強力に進めるほか、生衛組合への新規加入者の確保及び組合脱退防止等の組合組織基盤の維持強化をはじめ、若手後継者等の組合の将来を担う人材の育成事業等に対して指導・支援する。

また、地域社会及び行政との連携を強化し、生衛組合の認知度をより向上するための事業の実施を促進する。

（２）政府が実施する経済諸施策等の周知及び取組促進

政府の経済対策等の中でも生衛業にとって有要な情報を生衛業者へ周知することは重要であり、特に、生衛業の収益力・生産性向上に関するもの、賃金引上げ、働き方改革のほか、税制、消費税インボイス制度の着実な推進等、小規模事業者にとって有益及び対応義務のある制度の周知、並びに各種経済施策等を的確に活用できるよう、都道府県指導センター及び生衛組合等は協力して全

国各地でセミナー、研修会・講習会、相談会等を積極的に開催して生衛業者への指導を促進する。

(3) 食品衛生管理基準及び受動喫煙防止対策等の遵守

生衛業者、生衛組合が食品等の新たな衛生管理基準として既に義務化されているHACCP(ハ CCP)の考え方に沿った衛生管理、及び受動喫煙防止対策等の遵守について、的確に対応・実施できるよう都道府県指導センターと連携して、全国各地においてセミナー、講演会等を開催し、周知指導する。

(4) 地域包括ケアシステムへの生衛業(組合)の参画

超高齢化社会の我が国で、全ての市区町村が実施することとされている「地域包括ケアシステム」の諸事業においては、近年の人手不足の中、特に在宅生活支援サービスの充実が求められており、地域住民の生活に密着している生衛業をはじめとする民間事業者の参画が全国的に期待されている。このため、各指導センターにおいては、生衛業者及び生衛組合が各市区町村の地域包括支援センター等が推進する「地域包括ケアシステム」の事業に民間事業者として参画することによって、生活支援事業の内容の充実が図られるよう、生衛組合と関係行政機関等との協力・連携促進の仲介役となること、また、生衛業が事業へ参画・実施するための研修会・講習会の開催を支援する。

(5) 各指導センターの経営指導体制の強化等

生衛業者の事業経営、生衛組合の組織・事業運営等が的確かつ効果的に実施されるよう、各指導センターの経営指導員の情報共有と必要な知識の提供を推進するため、オンラインによる研修会等の継続的な実施により経営指導体制を強化する。また、せいでいNAVIのほか、YouTube(生衛に関するチャンネル)をはじめデジタルの活用を促進することにより、指導センターの情報提供機能及び経営指導体制の強化を図る。

(6) 都道府県指導センターの認知度向上等

都道府県指導センターは昭和54年の法律改正によって法的に位置づけられ既に45年が経過しているものの、地域住民、行政機関及び関係団体等のみならず生衛業界における認知度も必ずしも高くない状況にあることから、認知度向上を図るため都道府県指導センターが実施する広報・啓発活動を引き続き支援していく。

第2 事業計画

1 連絡調整・指導事業(一般会計・補助金会計)

全国指導センターは、都道府県指導センター、全国連合会及び生衛組合が健全な組合活動等の事業運営を行えるよう各種情報提供、各団体間の連絡調整のほか「巡回個別指導」、「特別指導」及び「ブロック会議」等を通じて指導等を行う。

(1) 全国連合会指導事業

全国指導センターは、全国連合会に対する情報提供、事業運営等に関する指導及び全国連合会相互の調整を行う。

(2) 都道府県指導センター指導事業

- ① 都道府県指導センター理事長会議の開催
 - ・開催期日：令和8年3月中旬
 - ・開催場所：全国生衛会館
- ② 都道府県指導センター事務局代表者会議の開催
 - ・開催期日：令和7年4月24日(木)
 - ・開催場所：全国生衛会館
- ③ 都道府県指導センター事務担当者会議の開催
 - ・開催期日：令和7年11月
 - ・開催場所：全国生衛会館
- ④ 都道府県指導センターに対する情報提供
- ⑤ 都道府県指導センターに対する巡回指導
- ⑥ 都道府県指導センター事業についての連絡調整
- ⑦ 都道府県指導センターの業務に活用する指導用資料の作成、配付
 - ・貸付便覧（生活衛生貸付）
 - ・2026年版生活衛生関係営業ハンドブック
 - ・知って役立つ・使って得する 生活衛生営業の税制
- ⑧ 生活衛生貸付の利用推進に係る支援・指導のほか、「特別指導室」等による生活衛生改善貸付の推薦体制の再構築に向けた個別指導

(3) 行政庁等との連絡調整

指導センターは、行政庁、関係機関、関係団体等と連絡調整を図り、政策への意見、提言及び施策の実施に際して協力する。

2 研修事業（一般会計・補助金会計・クリーニング師研修等会計）

(1) 経営指導員研修会、経営特別相談員研修会等事業

都道府県指導センターに配置されている経営指導員、生衛組合等に配置されている経営特別相談員及び生衛組合の役職員等の資質・能力の向上を図るとともに必要な知識、情報の習得を図るため、次の研修会等を実施する。

各研修会は、それぞれの目的に即してカリキュラムを設定するが、令和7年度においては、各研修会において生衛組合の組織基盤強化に向けた関係者の意識改革と組織強化活動の実施をねらいとしたカリキュラムを設定する。

また、研修会・セミナー等の効果的・効率的な実施及び参加者の研修会等への受講機会を確保するため、オンライン研修会の実施を促進する。

① 経営指導員研修会（新任）

- ・受講対象者：都道府県指導センターの新任経営指導員
- ・開催期日：令和7年4月～6月
- ・開催方法：会場及びオンライン
- ・主な研修内容：1)経営指導員として習得すべき生活衛生営業に関する基礎的知識・専門的知識及び技術等に関する事項
2)生衛組合に関する組織強化、組合活動の活性化に関する事項
- ・開催予定場所：全国生衛会館

② 経営指導員研修会（現任）

- ・受講対象者：都道府県指導センターの経営指導員
- ・開催期日：オンラインは通年
会場は令和8年2月
- ・開催方法：会場（オンライン併用）
- ・主な研修内容：経営指導員の資質・能力向上及び生衛組合の組織基盤強化、組合活動活性化の促進に関する事項等
- ・開催予定場所：全国生衛会館

③ 経営特別相談員研修会

- ・受講対象者：生衛組合等に配置されている経営特別相談員
- ・開催期日：令和7年6月～令和8年2月
- ・開催方法：都道府県指導センターの協力を得て実施
- ・主な研修内容：生衛業における経理、税務、金融、融資、業務効率化、組合振興・組織強化、衛生行政の動向等に関する事項

④ 生衛組合等役職員研修会（生衛業経営セミナー等）

- ・受講対象者：生衛組合等役職員、生衛業者
- ・開催期日：令和7年6月～令和8年3月
- ・開催方法：会場（オンライン併用）
- ・主な研修内容：1)生衛業のデジタル化等も考慮した収益力向上及び振興発展に関する事項
2)生衛組合の組織基盤強化及び組合活動活性化に関する事項
3)その他開催地域の状況、希望を踏まえた事項
- ・開催予定場所：各ブロック（7回程度）

（2）クリーニング師研修等事業

クリーニング利用者の利益擁護等の観点から、クリーニング師及びクリーニング業務従事者の技能向上、業務知識の習得等を目的として、都道府県知事の指定を受けてクリーニング師研修及び業務従事者講習を都道府県指導センターの協力

を得て実施する。

令和7年度は第13クール（令和7年度～令和9年度）の初年度となるため、新規クリーニング師研修等テキストの改訂要旨を都道府県指導センター及び担当講師に十分周知し、受講者に対する専門知識指導の質の向上に務める。

また受講者数は第12クルールの受講者実績を上回ることを目標とする。目標を達成するため、クリーニング師の雇入れ事業者及びクリーニングの取次ぎサービス事業者に対する受講勧奨を実施する。

また、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」による特別管理産業廃棄物管理責任者の資格取得講習（特管物講習）についてオンライン化を検討する。

令和7年度は、次の事業を実施する。

① クリーニング師研修、業務従事者講習の受講者数目標設定

令和7年度は第13クルールの初年度であり、第12クール1年目の実績を上回る受講者数を目標として設定する。各都道府県指導センターにおいては以下に示す取組みを実施し、受講者目標数を達成するよう努める。

研修等の種類	令和4年度	令和7年度
・クリーニング師研修	3,671名	4,000名
うち特管物講習	51名	55名
・業務従事者講習	4,057名	4,500名

② 受講勧奨の強化

都道府県指導センターは、受講案内等の送付に際して、都道府県、政令市、保健所、クリーニング組合と連携し、一般事業所の受講対象者（未受講者含む）だけでなく、大手クリーニング事業者、リネンサプライ事業者、ホテル・マンション運営管理事業者等でクリーニング師雇入れ及びクリーニング取次ぎサービス事業者への受講勧奨の実施も徹底する。

また、受講案内実施後の申込未済者に対しては、保健所、組合と協力して、さらに徹底した督促を行う。

③ 研修・講習の受講機会の提供

研修等の受講機会を十分提供するため、都道府県指導センターに対し、受講対象者が受講しやすい会場及び開催期日等を考慮して実施するよう要請する。また、会場開催（Ⅰ型）を補完するため通信制研修（第Ⅱ型）等も実施する。

④ 受講者数拡大のための関係者会議、意見交換会等の開催

研修等の受講促進対策について、保健所など行政機関、クリーニング組合、担当講師、都道府県指導センター、その他関係者による関係者会議等を開催し施策を検討し、確実な実施を図る。

⑤ 研修会・講習会の開催に関する周知・広報の実施

研修会・講習会の開催日程について、せいでいNAV I、全国指導センター及び都道府県指導センターのホームページ、クリーニング業界誌等に掲載し、きめ細かい周知広報を実施する。また、SNSを活用した広報も検討する。

⑥ 新規研修等テキストの解説

新規テキスト改訂内容については、極力疑義等が生じないように改訂ポイント集及び講師用マニュアルを作成し周知するほか、適宜ライブラリに掲載する。

⑦ オンライン研修等の実施に向けた検討

クリーニング師研修、業務従事者講習等のオンラインによる実施に向けた検討を促進する（現状把握、課題の解消、実施手順作成、周知等）。

（３）都道府県生活衛生関係営業指導職員研修会

都道府県等の生活衛生関係営業指導職員を対象として、関係業務に参考となる知識等の習得のための研修会を実施する。

- ・受講対象者：都道府県・政令市等の生活衛生関係営業指導担当職員
- ・開催期日：令和7年8月下旬（1日）
- ・開催方法：オンライン
- ・主な研修内容：生活衛生行政の諸課題、行政と生衛組合等の連携等
- ・開催予定場所：全国生衛会館

3 消費者対応事業（補助金会計）

都道府県指導センターにおける「消費者コールセンター事業」による相談事業の実施について必要な助言・指導等を行う。

また、11月の「標準営業約款普及登録促進月間」において消費者保護に資する「標準営業約款制度」の普及・登録促進を図るための活動を積極的に実施する。

4 情報ネットワーク事業（一般会計・補助金会計）

（１）システム維持管理事業

全国指導センターは、正確なデータに基づく生衛業者に対する経営相談・指導及び消費者・利用者に対する情報提供を行うために「生衛業情報ネットワークシステム」を構築し、システムの運営管理のほか、融資関係、統計資料、相談事例等の各種情報を蓄積するとともに必要な保守・管理を行う。

① 基本機能（電子メール、掲示板、ライブラリ、行事予定等）

② 名簿情報管理機能

（生衛業者名簿、標準営業約款関係名簿、クリーニング師研修名簿、クリーニング師名簿、クリーニング従事者講習名簿、特別相談員名簿、関係団体名簿、役職員名簿 等）

③ 相談業務機能

- ④ アンケート調査集計機能
- ⑤ 全国指導センターホームページ 等

(2) 健康増進事業等に関する情報提供事業

健康入浴推進事業に取り組む公衆浴場、食育活動、ヘルシーメニューの提供に取り組む飲食店、バリアフリー化及び身体障害者補助犬の受け入れに特別な配慮を行っている生衛業者等、国民生活の身近な場所で生衛業者が取り組む健康増進事業及び標準営業約款登録店等に関する情報について、全国の生衛業者の情報を一元的に管理するとともに、インターネット等により一般国民に対して的確な情報発信を行う。

5 経営安定化事業（補助金会計）

(1) 振興指導事業

- ① 全国連合会及び生衛組合が行う生衛業の振興に資する自主的な取り組みについての相談に応じるとともに、その取組内容及び実施方法等について必要な助言・指導等を行う。
- ② 全国連合会及び生衛組合が実施する生活衛生関係営業対策事業費補助金事業について、事業内容を把握し、適正執行の徹底及び成果把握の方法等に関する必要な指導・助言を行う。

(2) 組合活動活性化事業

- ① 生衛業の振興と衛生水準の向上を図るため、衛生確保等に向けた最新情報及び組合員店舗の取組事例を紹介するほか、より使い勝手が良く効果的なコンテンツの作成、既存のホームページ、情報システム、アプリ等を活用して有益な情報等を広く発信する。また、これらの活用を可能とするため各生衛組合のＩＣＴ活用に対して技術的指導を行う。
- ② ホームページの開設・更新を行う生衛業者に対して、指導・助言等を行う専門指導員を派遣し、効果的かつ効率的なホームページの作成を支援する。

(3) 衛生水準の確保・向上事業

生衛中央会、各業全国連合会及び生衛組合は推進月間の主催者として、生衛組合への加入促進等、組合の組織基盤強化に関する活動及び組合活動活性化のための取り組みを行っている。

全国指導センターは、都道府県指導センターとともに、推進月間の共催者として「衛生水準の確保向上事業」の実施により、全国連合会及び生衛組合が実施する推進月間事業の効果的実施が図られるよう、必要な支援を実施する。

① 衛生水準の確保・向上事業推進会議の開催

全国指導センター及び都道府県指導センターは、都道府県において生衛組合との共催により、行政、その他の関係機関の参画を得て「生活衛生同業組合活動推進会議」及び「衛生水準の確保・向上事業推進会議」を合同開催し、推進月間の的確かつ効果的な実施を支援する。

② 新規営業許可店舗情報の収集、提供

生衛組合が新規組合員への加入勧奨活動等を行う際の基礎資料として、最新の「新規営業許可店舗情報」を入手することが大きな支援となるため、都道府県指導センターは、これら情報の入手及び生衛組合への情報提供に努める。

③ 広報・啓発事業の実施

全国センターは、生衛組合が実施する組合加入勧奨活動を支援するため、新規開業者などの組合未加入者向けに組合加入のメリット及び生衛組合の意義・役割等に関する周知・啓発のリーフレット等を作成し、生衛組合、その他関係機関へ提供する。

また、SNS、YouTobeを活用して、生衛業及び生衛組合に関する映像情報等を定期的に作成し、デジタルを活用した広報活動を実施する。また、同時にYouTobeチャンネルの登録を増やすため、多様な媒体による広報活動を検討し実施する。

そのほか、都道府県指導センターは、生衛組合の訪問による加入勧奨の実施効果を高めるため、事前に所要のダイレクトメールを実施するなど支援する。

④ 生衛組合活性化塾の開催

都道府県指導センターは、将来の生衛組合の振興・発展を担う組合リーダーの人材育成等を支援するため、組合の若手・後継者及び組合事務局職員等を対象として、業種横断的な「生衛組合活性化塾」を実施し、全国指導センターはこれを支援する。

なお、開催に際しては隣県との合同開催、都道府県下の第2都市における開催、オンライン併用による開催にも配慮して、ネットワークの拡充・強化、組合関係者の意識改革及び支部活動の活性化等を推進する。

⑤ 衛生管理セミナー等の開催

都道府県指導センターは、生衛業の営業継続に際して最も重要である適正な衛生管理の遵守を支援するため、新型コロナウイルス感染症等の感染症予防、食中毒を防止する食品の衛生管理基準であるHACCP(ハ CCP)に沿った衛生管理の自主点検、健康増進法に基づく受動喫煙防止対策の強化等について必要な対応ができるよう、生衛組合衛生管理セミナー、講演会等の実施を支援する。

また、セミナー開催に際しては、組合員以外の事業者の参加が可能となるよう取り組むことによって、生衛組合への加入のきっかけとなるよう支援する。

(4) 生衛業地域活性化連携事業

- ① 生衛組合及び都道府県指導センターが連携して展開する「生衛業地域活性化連携事業」について、全国指導センターが総合的な支援・指導を行うことにより事業の効率的かつ効果的な実施を確保する。

特に、自治体が行う「地域包括ケアシステム」への生衛業、生衛組合の参画を促す観点からの事業への取り組みを促進する。

- ② 生衛業振興の先進的事例、注目事例等を取りまとめ、生衛組合及び都道府県指導センターへ情報提供し、各都道府県の地域における取り組みを拡充する。

6 生活衛生関係営業経営基盤強化事業（補助金会計）

（１）収益力向上事業

生衛業は、近年の最低賃金引上げによる影響が懸念される一方、最低賃金確保への早急な対応が求められている。都道府県指導センター、都道府県働き方改革推進センター等と連携し、最低賃金制度の周知及び確実な賃上げを確保するため、物価高騰に負けない、収益力の向上を目的とするセミナーを令和6年度に引き続き全国各地において開催する。

（２）経営力底上げ事業

生衛業者が有益な情報を迅速に受け取り、経営活動に活かすことができるように、全国指導センターで開発した生活衛生関係営業経営支援アプリ「せいえいNAVI」の保守・管理を行うとともに、このアプリを「広く活用いただく」ために、あらゆる機会を通じて広報活動を実施する。

また、「せいえいNAVI」の充実を図るため専門家を含む委員会を設置するとともに委員会の下に作業チームを設置し、「せいえいNAVI」の内容、運用のほか、周知、活用策等の課題をまとめ検討し、改善を図る。

7 生活衛生関係営業経営支援事業（令和6年度補正予算の繰越）（補助金会計）

コロナ禍の後遺症に加え、エネルギー、物価の高騰により深刻な影響を受けた生衛業者に対し、令和2年度から実施している生活衛生関係営業経営支援緊急対策事業で蓄積したノウハウを活用しながら、都道府県指導センターに配置する専門家（社会保険労務士、行政書士、中小企業診断士等）の派遣による伴走型の相談・指導を行う支援事業、及び生衛組合との連携による情報提供、支援ニーズの把握が確実かつ計画的に実行されるよう助言・指導する。

また、国及び地方自治体の各種支援策の申請サポートのほか財務分析等による経営課題への対策検討の支援等について、一般社団法人中小企業診断士協会と連携して、中小企業診断士を専門家として派遣する取り組みを行う。

8 衛生水準確保・振興調査研究事業（補助金会計・一般会計）

生衛業は、良質かつ衛生的なサービスを提供することが期待されていることから、近年の生衛業を取り巻く状況の変化を的確に捉え分析し、経営の改善、衛生水準の向上、サービスの拡充、消費者利益の擁護等、生衛業の振興を図るための方策に資する調査研究を実施し、その成果を定期的に発表する。

また、その一環として、生衛業の経営状況を月次で定期的に継続して把握する「生衛業経営状況調査」に加え、年1回、生衛業の雇用状況経営上の課題、今後の経営方針等を含む経営実態を把握する「特別調査」を実施し、個々の営業者が経営判断を行う情報として、また、生衛業の振興に必要な指針を作成するための基礎資料として政策的提言等に活用していく。

なお、生衛業者の調査協力先に対する実地調査等については、希望する都道府県指導センター等に委託して実施するほか、希望しない県等を含め非組合員に対しても、業務委託先の民間調査会社を通して同時に調査を実施する。

9 受動喫煙防止対策事業（補助金会計）

生衛業者（健康増進法に規定する既存特定飲食提供施設の事業主に限る。）であって、労働者災害補償保険に基づく「受動喫煙防止対策助成金」の対象外となっている事業者（いわゆる一人親方等）が、受動喫煙防止対策を推進するため、事業所に喫煙室の設置等を行う際の費用の一部について、都道府県指導センターの協力を得て助成を実施する。

10 標準営業約款事業（標準営業約款会計・補助金会計）

全国指導センターは標準営業約款制度の一層の普及を図るため、厚生労働省をはじめ各都道府県指導センター、関係機関、関係業界の理解と協力を得ながら、次のとおり制度普及のため、周知・広報活動を実施する。

- ① 新たな課題が生じ標準営業約款の改正等が必要となった場合、また、標準営業約款制度の普及、登録促進に向けた課題・取組等に関する協議が必要となった場合には、標準営業約款委員会を開催する。
- ② 11月を「標準営業約款普及登録促進月間」とし、全国指導センターは消費者を対象とする「Sマーク」普及チラシの制作、配布等の広報活動を行う。

- ・実施時期：令和7年11月

- ・配布先：標準営業約款登録店、都道府県、市区町村、
都道府県指導センター、全国連合会、生衛組合、消費者団体等

- ③ 令和7年度登録見込件数

・理容業	6,305件	（新規登録	50件、再登録	6,255件）
・美容業	2,425件	（新規登録	50件、再登録	2,375件）
・クリーニング業	200件	（新規登録	20件、再登録	180件）
・めん類飲食店営業	35件	（新規登録	10件、再登録	25件）
・一般飲食店営業	30件	（新規登録	10件、再登録	20件）

11 その他の全国指導センター事業（一般会計）

（1）研修室等活用事業

全国生衛会館の研修室等の有効活用を図ることにより、生衛業の振興に係る各事業を側面から支援する。

（2）収益事業

全国生衛会館の事務所賃貸契約を取り交わす。

（3）出版事業

次の出版物を作成、販売する。

- ・貸付便覧（生活衛生貸付）

（4）調査事業

生衛業を取り巻く状況の変化について調査するほか、株式会社日本政策金融公庫が実施する生衛業に関する景気動向等調査事業の一般競争入札に参加し、

落札した場合には調査を実施する。

なお、生衛業者の調査先に対する実地調査等については都道府県指導センターに再委託して実施する。

＜参考：令和6年度の調査実績＞

生活衛生関係営業景気動向等調査（日本政策金融公庫の調査事業）

ア 調査対象：都道府県庁所在地及びその近郊に所在する生衛業者

イ 調査方法：都道府県指導センターに委託し、経営指導員又は経営特別相談員の実訪による面接、又は郵送による調査を四半期ごとに年4回実施

ウ 調査件数：1都道府県当たり70企業（全国で3,290企業）

エ 調査項目：営業形態、最近の設備投資動向、最近の景気動向、経営上の問題点、経営取組事例、その他

（5）事務受託事業

生衛中央会の事務を受託する。

（6）特別会員、賛助会員等との懇談会

特別会員と賛助会員等との親睦を深めるための懇談会を開催する。

- ・開催予定日：令和8年1月中下旬
- ・開催予定場所：全国生衛会館